

平成26年2月26日

指名業者各位

弘前市法務契約課

暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告制度について

当市では、暴力団排除の取組みとして、弘前市工事等暴力団排除措置要綱において工事等から暴力団を排除する措置について必要な事項を定めているほか、弘前市建設業者等指名停止要領においても暴力団又は暴力団関係者に係る措置要件を定めているところですが、これら取組みの更なる強化を図るため、このたび、当市発注工事等の受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合における警察及び発注者への通報・報告制度を下記のとおり導入することといたしました。

記

1 内容

(1) 当市発注工事等の特記仕様書等に次の規定を追加します。

特記事項	特記事項の内容
暴力団又は暴力団関係者による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

(2) 指名停止措置要件に次の項目を追加します。

○弘前市建設業者等指名停止要領別表第2第11号

○弘前市建設業者等指名停止要領運用基準第9号別表第2関係第11号

措置要件	期間
市発注工事等に関し、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、警察及び発注者への通報・報告を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から1か月

2 施行日

平成26年2月26日以降に契約を締結するものから適用します。

市への報告先：契約担当者

警察への通報窓口：弘前警察署刑事第二課

電話 0172-32-0111(代)